

ACL ソフトウェア ライセンス契約書

本 ACL ソフトウェア ライセンス契約 (以下「本契約」) は、お客様 (単一の事業体または政府機関。以下「お客様」といいます) と、1550 Alberni Street, Vancouver, British Columbia, Canada, V6G 1A5 の ACL Services Ltd. (以下「ACL」) との間で締結される契約であり、これにより ACL ソフトウェア (以下に定義) のライセンスがお客様に許諾されます。

本ソフトウェアをインストールまたは使用する前に、本契約書をよくお読みください (本ソフトウェアの旧リリースに添付されている版から更新されていることがあります)。本ソフトウェアをインストールまたは使用された場合には、本契約の条件に拘束されることに同意されたことになり、かつ、本契約を締結する権限を有することを表明されたこととなります。本契約を締結する権限がない、または本契約書の条件にご同意いただけない場合は、ご購入後 30 日以内に、お客様が支払われた本ソフトウェアの代金の返金を要求することができます。お客様がお客様のシステムから本ソフトウェアを削除したことを確認する書面を ACL が受領次第、ACL からお支払いいただいた代金をお返しいたします。

本契約書の英語版と他言語版との間に矛盾または不明確点がある場合は、英語版を優先し、これを解釈のための正文とします。

1. ソフトウェア: 本契約において、「本ソフトウェア」とは、ACL のオンプレミス ソフトウェア ソリューション (オブジェクトコード フォームの修正なし) のうち、ACL もしくはその認定販売会社が発行した注文書または請求書 (以下、「注文書」と請求書を「本注文書」と総称) に記載されているか、またはそのバンドルソリューションの一部として包含されているものを指します。これには、本ソフトウェア用のコンポーネント、インストーラーまたはオプション、および本ソフトウェア用のアドオン (以下「アドオン」) のうち、本ソフトウェアとは別にライセンスを許諾されたか、または本ソフトウェアとともにライセンスを許諾されたものも含まれます。「本ソフトウェア」には、本ソフトウェア付属のユーザー文書も含まれます。明確化のため付記すると、「ソフトウェア」および「アドオン」には ACL GRC、Results Cloud、ScriptHub または Academy は含まれません。ACL GRC は、ACL から別途購入することができます。Results Cloud、ScriptHub および Academy は、ACL が本ソフトウェアのライセンスを受けたエンド ユーザーにサブスクリプション (無期限ではない) ベースで提供するボーナス機能です。これらのボーナス機能へのアクセスおよびその使用はお客様支払い済みの有料サブスクリプション期間中に限られ、有料サブスクリプション期間の満了時に終了します。お客様が Results Cloud、ScriptHub および Academy をお客様がソフトウェア サブスクリプションの一部として使用している場合、それらの製品にはそれぞれ GRC の利用規約、ScriptHub 使用許諾契約および Launchpad の利用規約が適用されます。

2. ライセンスの許諾: 本契約の諸条件に従い、ACL は、下記第 4 項に記載のライセンス期間中、指名ユーザー (以下に定義) の数または SAP システムの数 (いずれか該当する方)、および本注文書に記載の本ソフトウェアの種類に応じて、社内業務目的で本ソフトウェアをインストールし、使用し、かつ本ソフトウェアにアクセスするための全世界的、非独占的、移転不能かつ譲渡不能 (本契約書に別段の明示的な定めがある場合を除きます) な権利およびライセンスをお客様に付与します。アドオンは、関係する特

定の本ソフトウェアと併せて使用する場合に限りライセンスを許諾されるものであり、スタンドアロン製品として使用することはできず、他のソフトウェアまたはサービスと共に使用することもできません。

3. ユーザー：お支払いいただいた代金の対象となる個人ユーザー（以下「指名ユーザー」）の最大数まで、本ソフトウェアにアクセスし、これを使用することができます。指名ユーザーについては、代金をお支払いいただいたユーザー数を超えない限りにおいて、お客様組織内の別の個人に交代させることができます。本ソフトウェアを使用する指名ユーザーの上限を超過したか、または当該上限の引き上げを希望される場合には、追加料金を適用させていただきます。

4. ライセンスの種類、期間および更新：お客様は、下記のサブスクリプション ベースまたは無期限で、本ソフトウェアのライセンスを受けることができます。A. サブスクリプション ライセンス：サブスクリプションベースでライセンスされる本ソフトウェアは、本注文書に記載のサブスクリプション期間にわたり、使用を許諾されます。サブスクリプション期間は、本注文書に記載されていない場合には、本注文書の日付から 1 年間とさせていただきます。本注文書に別段の記載がない限り、本ソフトウェアのサブスクリプションは、各サブスクリプション期間の終了時に自動更新されます。ただし、以下のいずれかに該当する場合はその限りではありません。(a) その時点のサブスクリプション期間が終了する 30 日前までに、更新しない旨をお客様から ACL にご連絡いただいた場合。(b) その時点のサブスクリプション期間が終了する 60 日前までに、更新しない旨を ACL からお客様にご連絡した場合。B. 永続ライセンス：サブスクリプション期間が本注文書に指定されていない場合には、本契約書の第 15 項および適用される代金の支払いを条件として、本ソフトウェアのライセンスは無期限に許諾されます。すべての本ソフトウェアが無期限で使用可能とは限りません。一定の本ソフトウェアは、サブスクリプションのみで使用可能です。詳細については、お客様の本注文書をご覧ください。

5. 災害復旧およびフェイルオーバー：災害復旧またはフェイルオーバー用とする 1 台以上の非実稼働サーバーに、本ソフトウェアをさらにインストールすることができます。追加インストールしたソフトウェアは、非実稼働サーバー上でのみ実行することができ、かつ、その非実稼働サーバーに関連する所定の目的を遂行するためにのみ使用することができます。

6. ステージングおよびテスト：適用される料金をお支払いいただければ、ステージングやテスト用とする 1 台以上の非実稼働サーバーに本ソフトウェアを追加インストールすることができます。追加インストールしたソフトウェアは、非実稼働サーバー上でのみ実行することができ、かつ、その非実稼働サーバーに関連する所定の目的を遂行するためにのみ使用することができます。

7. バックアップ コピー：本ソフトウェアの複製については、バックアップおよび保管を目的とする場合に限り、妥当な個数を作成することができます。ただし、本ソフトウェアの原本上にある著作権その他の財産権表示すべてを複製することを条件とします。

8. ユーザー文書：お客様は、本契約に従ってご自身の組織内部で使用するため、本ソフトウェアのユーザー文書（マニュアル、インストール ガイドなど）を印刷し、妥当な部数の複製を作成することを認められ

ます。ただし、本ソフトウェアのユーザー文書の原本上にある著作権その他の財産権の表示すべてを複製することを条件とします。

9. 第三者による使用: ACL は、お客様にとって第三者に相当するサービス プロバイダー、独立請負業者、コンサルタントおよび受託業者が本契約の条件に従って本ソフトウェアを使用することを承認します。ただし、その場合には、これらの第三者が本契約の条件の遵守に同意し、かつ、お客様の利益および事業のみを目的として本ソフトウェアを使用することを条件とします。ACL から要請された場合、お客様は、本項の規定に従い本ソフトウェアを使用する第三者のリストを提供することにより、ACL による本ソフトウェアのライセンス管理を支援するものとします。これらの第三者が本契約に従い本ソフトウェアを適切に使用することについても、お客様が責任を負うものとします。

10. 料金: お客様には、適用される本ソフトウェアの代金、および本ソフトウェアのライセンスに関連して適用される配送料、税金、関税またはその他の行政手数料をお支払いいただきます。料金は、本注文書により請求され、これに従って支払われるものとします。何らかの料金の滞納期間が 30 日を超えた場合には、ACL は、その他の権利および救済手段を制限することなく、滞納全額が支払われるまで、本ソフトウェアのサポートならびに本ソフトウェアへのアクセスおよびその使用を停止させることができます。ACL は、料金の支払期限が過ぎている旨を、アクセス停止の 7 日以上前に通知します。ただし、お客様が適用される料金に合理的理由で誠実に異議を唱えており、かつその解決に真摯に協力している場合には、ACL は当該権利を行使いたしません。

11. ベータ テスト、評価およびトレーニング コース ソフトウェア: 本ソフトウェアを評価目的で入手されたか、またはトレーニング コースの一環としてもしくはベータ テストのために本ソフトウェアが提供された場合、ACL のベータ テストまたは評価に関するお客様への連絡文書に指定されている一定期間、またはトレーニング コース期間中に限り、ベータ テスト、評価またはトレーニング(すなわち実稼働以外)を目的として本ソフトウェアを使用することが許可されます。期間が指定されていない場合、本ソフトウェアは 30 日間に限って使用することができます。本ソフトウェアには、自動無効化メカニズム(認められたベータ テストもしくは評価の期間またはトレーニング コースの終了後に本ソフトウェアを使用できないようにする仕組み)が含まれる場合があります。評価またはトレーニング コースを目的として提供される本ソフトウェアは、「現状のまま」、無料で提供され、「限定的保証」および「権利侵害の補償」の条項は評価期間またはトレーニング コース期間中には適用されません。ACL、ACL のライセンサー、これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、販売店または代理人は、ベータ テスト、評価またはトレーニング コースを目的として提供される本ソフトウェアに関し、明示と黙示、口頭と書面の如何を問わず、一切の保証または表明(特定目的適合性、商品性、耐久性、品質、権利非侵害に関するものを含みます)を行いません。ACL、ACL のライセンサー、これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、販売店または代理人は、ベータ テスト、評価またはトレーニング コースを目的として提供された本ソフトウェアの使用または使用不能に起因するいかなる損害についても責任を負いません。この場合の損害は、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害または懲罰的損害賠償(逸失利益、データなど)を含みますが、これらに限られません。

12. 所有権: 本ソフトウェアは、お客様に対してライセンスされるものであり、販売されるものではありません。本ソフトウェア(改作物、複製を含みます)におけるすべての権原、所有権および知的財産権は、ACL に帰属するほか、ACL のライセンサーのうち、本契約の第三者受益者である者(当該ライセンサーの所有権に本契約が関係するため)にも帰属します。本ソフトウェアは著作権法および国際著作権条約によって保護されており、ACL は、本ソフトウェアの不正使用を防止するため、その内部に一定の手段を組み込むことができます。お客様に起因する著作権侵害については、お客様に責任を負っていただきます。

13. ライセンスの制限: 本契約においてお客様に明示的に許諾されていない権利は、すべて ACL に留保されます。上記の一般性を制限することなく、お客様は、本ソフトウェアに営業秘密が含まれることを認めるほか、適用法に従い、以下のいずれも行わないことに同意します。(a) 本ソフトウェアを複製すること(本契約で認められている場合は除きます)。(b) 本ソフトウェアを修正、改変、翻訳すること(本契約で認められている場合は除きます)。(c) 本ソフトウェアの逆コンパイル、リバース エンジニアリングまたは逆アSEMBルを実施するか、その他の方法で本ソフトウェアをオブジェクト コードからソース コードに変換すること。(d) 本ソフトウェアと機能的に互換または競合する著作物を本ソフトウェアを使用して開発するか、本ソフトウェアから派生物を作成すること(本ソフトウェアによって認められているレポートその他のタスクを本ソフトウェアを使用して作成することは、本ソフトウェアの派生成果物とは見なされません)。(e) ACL の書面による承諾を事前に得ることなく、第三者に本ソフトウェアをリース、賃貸、貸与、販売、配布すること(タイムシェアリング方式で本ソフトウェアを使用すること、サービス ビューロー目的で本ソフトウェアを使用すること、または報酬生成サービスを直接もしくは間接的に第三者に提供するために本ソフトウェアを使用することを含みます)。(f) 本契約で明示的に認められている場合を除き、ACL の書面による承諾を事前に得ることなく、お客様のライセンス権を第三者に譲渡または移転するか、本契約に基づくお客様のライセンス権の一部または全部をサブライセンスすること。(g) 本ソフトウェアを他のソフトウェア(オープン ソース ソフトウェアを含みます)と組み合わせること。この場合、組み合わせるソフトウェアには、GNU General Public License その他のライセンス(組み合わせたプログラムまたは本ソフトウェアおよびそのソース コードが自由に利用可能となるように作成されることが要件)が適用されます。(h) 本ソフトウェア上で実行したベンチマーク テストの結果を公表その他開示すること。

14. 検証: お客様による本ソフトウェアのご利用状況が本契約の条件に適合していることを検証するために、ACL が妥当な通知をもって年 1 回まで記録を要求する権利を有することを承認していただきます。ACL は、お客様による本ソフトウェアのご利用状況についての情報が当該レポートによって正しく開示されていないと合理的基準に基づき判断した場合には、お客様による本ソフトウェアのご利用状況が本契約に適合していることをお客様の事業所において検証するための監査を実施します。この監査は、お客様の適切なサイト セキュリティ要件に従って、業務時間内に実施されます。お客様による本契約違反が監査によって明らかになった場合には、ACL に対し、監査に関する相当な費用を補償していただくほか、適切な追加料金をお支払いいただきます。

15. 自己都合による解除: お客様は、ACL に書面で通知することにより、いつでも本契約を解除することができます。ただし、お客様は、(サブスクリプション ライセンスの場合)サブスクリプション期間中のサ

ブスクリプション料の全額に対し、また(永続ライセンスの場合)現行のサポート期間中のサポート料金に対し、引き続き責任を負うものとし、お支払いいただいた代金の払い戻しを受けることはできません。

16. 正当な理由による解除: 相手方当事者に本契約上の義務に対する重大な違反があった場合(本ソフトウェアの代金の不払いなど)、その旨を書面で通知したにもかかわらず、その通知から 30 日以内に、相手方当事者が違反を是正しなかったか、または解除を求める当事者の合理的な納得を得られるような是正に向けた具体的な進展を示さなかったときは、本契約を解除することができます。さらに、お客様が本ソフトウェアにおける ACL またはそのライセンサーの知的財産権を侵害した場合(本契約書に記載の「ライセンスの許諾」の項、または「ライセンスの制限」に違反した場合など)、ACL は、本契約を直ちに解除することができます。お客様がサブスクリプション ライセンスを入手された場合において、ACL が正当な理由によりライセンスを解除するときには、サブスクリプションの全期間に対する料金の未払分につき、引き続き支払責任を負っていただきます。お客様が正当な理由により本ライセンスを解除される場合には、有効な契約終了日からサブスクリプション残余期間まで計算した前払い料金を ACL から払い戻させていただきます。ただし、「限定的保証」の項および「権利侵害の補償」の項に基づく払い戻しには、それらの項のみに従って処理されます。

17. 満了または解除の効果: 本ソフトウェアには、無効化メカニズム(お客様による本ソフトウェアへのアクセスを ACL が防止する仕組み)が含まれる場合があります。第 4 項の定めに従ってお客様のサブスクリプション期間が満了し、または第 15 項もしくは第 16 項に従って本契約が解除された場合(お客様が正当な理由によって解除された場合を除きます)には、ACL は、お客様による本ソフトウェアへのアクセスおよび本ソフトウェアの使用を終了させていただきます。その場合、お客様は、本ソフトウェアの原本およびすべてのコピーを破棄し、本ソフトウェアの使用を直ちに中止しなければなりません。ACL から要請された場合、お客様の所属組織の正当な署名者は、本ソフトウェアの原本およびすべての複製物が破棄され、または ACL に返却されていることを、当該解除の後 30 日以内に ACL に対して書面で証明するものとします。本契約が終了した場合でも、いずれかの当事者に支払われる手数料、金額、または料金に対する権利が放棄されたとは見なされず、本契約に基づきいずれかの当事者が有するその他の権利がいかなる態様においても減じ、または損なわれるものでもありません。本ソフトウェアのサブスクリプション ライセンスを取得された場合には、サブスクリプションの終了に際し、お客様には、サブスクリプションの満了または終了後に、ご自身のデータを本ソフトウェアからすべて削除する責任を負っていただきます。ACL は、当該削除を容易にするために、終了後 30 日間、お客様が本ソフトウェアにアクセスできるようにします。

18. 限定的保証: ACL は、お客様に使用を許諾した本ソフトウェアの原本のアクティベーションの日から 90 日間(以下「保証期間」)、本ソフトウェアが付属のユーザー文書に記載されている機能仕様に実質的に従って動作することを保証します。ただし、お客様が本ソフトウェアを当該ユーザー文書に従って管理、アクセスおよび使用する場合に限りです。本ソフトウェアの動作不良が生じた場合、この限定的保証によって ACL が負う義務および責任は、ACL の選択により、以下のいずれかに限られます。(i) その動作不良を修正し、この限定的保証が本ソフトウェアによって満たされるようにすること。(ii) お客様が動作不良の生じた本ソフトウェアを ACL に返却し、その本ソフトウェアに支払った代金の払い戻しを受けられ

るようにすること。保証期間内に書面で ACL に報告された機動作不良に限り、この限定的保証が適用されます。本ソフトウェアの事故、誤用、改変のうち、ACL 以外の者によるか、ACL 以外の者のために行われ、それに起因して発生した動作不良については、この限定的保証は無効となります。

19. 権利侵害の補償：米国、カナダまたは欧州連合の第三者の特許、著作権または登録商標が本ソフトウェアによって侵害されているとの申立がお客様に対して提起された場合には、ACL は、その申立につき防御することに同意し、当該侵害に関して回収された実際の損害賠償金および合理的な費用（合理的な裁判費用を含みます）をお客様に補償いたします。ただし、以下のすべてが満たされることを条件とします。(a) お客様が申立を受けた旨を ACL に直ちに通知すること。(b) 防御のみならず、調停または和解の交渉に関する主導権についても、ACL のみがこれを有すること（ただし、このことはお客様による罪責または責任の自白を求めるものではありません）。(c) ACL の費用により、お客様から ACL に対して合理的な支援をご提供いただくこと。以下に基づく権利侵害の申立については、ACL はお客様に対して義務を負いません。(a) ACL による販売が既に終了しているバージョンの本ソフトウェアの使用をお客様が継続されていること（侵害の申立を回避し、また軽減させる本ソフトウェアの新バージョンの本ソフトウェアが ACL から提供されている場合）。(b) 本ソフトウェアを第三者製品（ACL が提供していないもの）とともに使用し、または組み合わせること（そのような使用または組み合わせの結果として、侵害が申し立てられた場合）。(c) 本ソフトウェアを本契約に違反して使用するか、本ソフトウェアの付属文書に従わずに使用すること。

20. 権利侵害の申立に対する救済策：権利侵害の申立が通知されたか、またはそのような申立が提起されうると ACL が考えた場合、ACL は、自らの選択および費用で、以下のいずれかを行う権利を有します。(a) お客様のために本ソフトウェアの使用を継続する権利を確保すること。(b) 本ソフトウェアを交換または修正し、侵害の原因となっている本ソフトウェアと実質的に同等の機能性およびパフォーマンスを提供するか、それを上回る機能性およびパフォーマンスを提供するようにすること（ただし、侵害の申立の対象とならないようにします）。上記のいずれかの選択肢を提供することが営業上合理的でないと ACL が考えた場合には、侵害の原因となった本ソフトウェアにお支払いいただいた代金を日割計算で払い戻させていただき、その引き換えとして当該ソフトウェアを ACL に返還していただくことが、お客様に対する唯一の排他的な救済となります。永続ライセンスをお持ちの場合には、日割計算による払い戻しの対象となる期間は、ACL が権利侵害の申立を通知された日から、当該ソフトウェアの商業的寿命の残余期間までとします。本契約においては、侵害原因となった本ソフトウェアのご購入日から 4 年間は商業的寿命と見なされます。サブスクリプション ライセンスをお持ちの場合、日割計算による払い戻しの対象となる期間は、ACL が権利侵害の申立を通知された日から、現在のサブスクリプション残余期間までとします。料金が払い戻された場合には、該当する本ソフトウェアのライセンスは終了します。第 19 項および第 20 項には、知的財産権およびその他の所有権の侵害に関して ACL のお客様に対するすべての責任を記載しています。

21. 免責条項：上記の明示的な保証を除いて、本ソフトウェアは「現状のまま」で提供され、エラーの不存在は保証されません。お客様には、本ソフトウェアの品質、性能、信頼性、正確性および使用結果に関するすべての危険を受け入れていただくこととなります。法律による別段の制限がある場合を除き、

ACL およびそのライセンサーは、明示と黙示の如何、制定法その他によるかを問わず、本ソフトウェアに関するその他すべての表明、保証、または条件(特定目的適合性、商品性、耐久性、満足のゆくまたは商品として適格な品質に関する保証を含みます)を排除します。ACL、ACL のライセンサー、これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、販売店または代理人からの口頭または書面による情報または助言は、上述した明示的保証の範囲を拡大するものではなく、新たな表明、保証または条件を設けるものでもありません。サードパーティ製ソフトウェアのうち、本ソフトウェアと連動するが単独で動作するものに起因して損害が生じた場合、ACL はこれについて責任を負いません。そのようなサードパーティ製ソフトウェアは、別個の契約に従ってお客様に使用許諾されています。一部の法域では、黙示の保証の排除が認められず、上記の排除がお客様に適用されない場合があります。この場合、黙示の保証は保証期間内に限定されます。

22. 相互間の責任の限定: 以下については、両当事者ならびにそのライセンサーおよび関係会社(これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店および代理人を含みます)は、お互いに責任を負わないものとします。(a) 発生の態様、責任法理(契約、不法行為その他)を問わず、お客様による本ソフトウェアの使用もしくは使用不能、ACL による本サポート(以下に定義)の提供、または本契約によって意図する取引に起因もしくは関連する間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲戒的損害または懲罰的損害賠償(逸失利益もしくは逸失収益、事業中断、事業情報の喪失またはデータの破損もしくは喪失、または代替品もしくは代替サービスの費用を含みますが、これらに限られません)。そのような損害の可能性について知らされていた場合も責任を負いません。(b) あらゆる損害(すべての直接損害を含みますが、これに限られません)のうち、お客様がサブスクリプション ライセンスを購入した場合は最初に請求が行われたサブスクリプション期間についてお客様が実際に支払った代金、または、お客様のライセンスが永続ライセンスの場合は本ソフトウェアに対してお客様が実際に支払った代金よりも総額が上回るものを含みます。この責任制限は、以下のいずれにも適用されません。(a) 本契約に基づき ACL が侵害につき補償する義務。(b) お客様が本ソフトウェアに関して ACL の知的財産権を侵害した場合(ライセンスの制限に対する違反を含みますが、これに限られません)。(c) 人身の死傷に対する責任。一部の法域では、付随的または派生的損害の排除または制限が認められず、上記の制限および排除の一部がお客様に適用されない場合があります。

23. 通告: 本契約に基づいて他方当事者に対して行うことが要求または許可される通知は、書面によるものとし、ACL に対しては本契約書の先頭ページに記載されている住所(法務部宛て)、お客様に対しては本注文書に記載されている住所に送付されます。いずれの当事者も、通知用の住所を随時変更することができ、その場合には書面の通知によるものとします。この通知は、ファックス、普通郵便または電子メールにより送付することができます(ただし、配達不能、配信不能または受取人不在を示す自動応答その他の応答を受け取らなかった場合に限り)。その他の目的による通知は、直接手渡し、国際速達便または書留郵便で行われるものとします。配達は、直接手渡しまたは国際速達便による場合は受領時に有効と見なされ、書留郵便による場合は送付後 5 営業日が経過した時点で有効と見なされます。

24. 準拠法：お客様の所在地が米国にある場合には、本契約は米国のニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地がヨーロッパ、中東またはアフリカにある場合には、本契約は英国法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地が上記以外の国または地域にある場合には、本契約はカナダの連邦法およびブリティッシュ コロンビア州法に準拠し、同法に従って解釈されます。「国際物品売買契約に関する国際連合条約」および「統一コンピュータ情報取引法 (Uniform Computer Information Transactions Act)」の適用は、明示的に排除されます。

25. 紛争解決：両当事者は、差止命令による救済その他の暫定的救済についての当事者の権利に従い、かつこれを制限することなく、仲裁人 1 名による拘束力ある仲裁によって紛争を解決することに合意します。お客様の所在地が米国に存在する場合、米国ニューヨーク州において、米国仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁が行われます。お客様の所在地がヨーロッパ、中東またはアフリカに存在する場合には、英国ロンドンにおいて、ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) の規則に従って仲裁が行われます。お客様の所在地が上記以外の国または地域にある場合には、カナダのバンクーバーにおいて、ブリティッシュ コロンビア国際商事仲裁センターの規則に従って仲裁が行われます。

26. 権利放棄および分離：本契約上の権利の放棄は、義務を負う当事者の正式に授権された代表者が署名した書面によらない限り、効力を有しません。契約違反または不履行に起因する過去または現在の権利を放棄した場合でも、本契約に基づいて生じる将来の権利が放棄されたとは見なされません。本契約のいずれかの条項が強行不能と判断された場合でも、その条項は、強行不能な部分を除去するために必要な範囲において、解釈、制限、もしくは修正されるか、または必要に応じて分離されるものとし、その他の条項は有効に存続するものとします。

27. 完全合意：本契約書および本注文書は、本ソフトウェアのライセンスに関する両当事者間の合意をすべて含むものであり、口頭と書面の如何を問わず、本取引に関する両当事者間の以前の協議事項または合意事項に取って代わります。顧客の発注書その他顧客の注文書類の条件は、ACL を拘束するものではなく、本契約を修正するものとは解釈されません。お客様が本ソフトウェアに関して書面による契約または補遺を締結し、お客様および ACL が署名した場合、当該書面は、それに明記されている範囲において本契約に優先するものとします。

28. 譲渡：ACL は、お客様に書面通知した上で、本契約を譲渡することができます。ただし、譲受人が本契約のすべての条件に拘束される旨に同意することを条件とします。本項に定める場合を除き、お客様は、事前に ACL から書面で同意を得ることなく、本契約上の権利を譲渡することができません。当該同意は、不当に留保されないものとします。お客様は、ACL に書面通知した上で、本契約上の権利を以下のいずれかに譲渡することができます。(a) 子会社もしくは関連会社、または (b) 合併、資産の買取りおよび債務引受け、買収、組織変更その他による後継企業。ただし、その子会社、関連会社または後継企業が本契約に拘束されることに同意すること、お客様が本ソフトウェアの使用を終了すること、および本ソフトウェアの使用数がお客様のご購入ライセンス数を超えないことを条件とします。本契約は、両当事者、それら各自の法律上の代理人、承継者および認められた譲受人のために効力を生じ、かつこれらの者を拘束します。

29. 輸出：本契約に基づいてライセンスされた本ソフトウェアは、米国その他の国(カナダ以外)の輸出入法の適用を受ける場合があります。お客様は、これらの適用法令をすべて遵守し、お客様への納入後に必要となった輸出、再輸出または輸入許可の取得に責任を負うことを認めるものとします。

30. 米国政府機関のエンド ユーザー：本ソフトウェアは、48 C.F.R. § 2.101 で定義する「商用品目 (Commercial Items)」に該当し、これは「商用コンピュータ ソフトウェア (Commercial Computer Software)」および「商用コンピュータ ソフトウェア 文書 (Commercial Computer Software Documentation)」(これらの用語は、48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202 で使用されています)からなります。48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202-1 から 227.7202-4 までの定め(該当する方)に整合するように、米国政府機関所属のエンド ユーザーによる商用コンピュータ ソフトウェアおよび商用コンピュータ ソフトウェア文書の使用は、以下のいずれも満たすように許諾されます。(a) 商用品目としてのみ。(b) 本契約の条件に従って他のすべてのエンド ユーザーに付与される権利と同一の権利についてのみ。

31. ソフトウェア サポート - 永続ライセンス：サポート サービス(以下「本サポート」)は、無期限で使用許諾された本ソフトウェアの場合、ACL のウェブサイト(http://www.acl.com/pdfs/ACL_Support_Terms.pdf)に記載のサポート条件で、ACL から別個にご購入いただけます。

32. ソフトウェア サポート - サブスクリプション：サブスクリプション ライセンスを取得された場合には、本ソフトウェアのサポートはサブスクリプションに含まれており、追加料金は必要ありません。本サポートは、<http://www.acl.com/services/acl-support-services/> に記載のサービスからなります。本サポートは、お客様の従業員または請負業者のうち、本ソフトウェアの使用権限をお持ちの方に提供されます。本ソフトウェアのサブスクリプション ライセンスを ACL 認定販売店から購入された場合には、本サポート サービスの一部は、お客様と販売店との間で合意された条件により、販売店から提供される場合があります。本サポートには、本ソフトウェア用にカスタマイズされたアプリケーションの開発およびサポートは含まれません。本サポートの提供および本契約は、本ソフトウェアの新バージョンまたは更新バージョンをリリースする義務を ACL に課すものではなく、ACL が ACL の標準製造中止規定に従って本ソフトウェアを廃止することを妨げるものでもありません。本契約に違反した態様で本ソフトウェアを利用されている場合には、本サポートは提供されません。

33. 秘密保持：本契約において、「本秘密情報」とは、第三者が一般に入手または使用することができない情報であって、本サポートをご提供する過程で一方当事者から他方当事者に開示される情報を意味します。本秘密情報には、両当事者の業務情報、顧客情報、本ソフトウェアに関する情報(仕様、アルゴリズム、ルーチン、サブルーチン、ソース コード、プロセス、発明、ネットワーク構成、システム アーキテクチャ、デザイン、フローチャート、図面、計算式および定式化、方法論、戦略ならびに実務を含みます)、営業秘密、両当事者の従業員および顧客の個人情報など(これらに限られません)が含まれます。ただし、一方当事者から他方当事者に開示された以下の情報はいずれも含まれません。(a) 開示された時点で受領当事者、その親会社、子会社または関連会社が所有しており、守秘義務を負うことなく入手した情報。(b) 受領当事者、その親会社、子会社または関連会社が本秘密情報を使用または参照せず、独自に開発した情報。(c) 本契約に対する違反または何らかの守秘義務の違反によらずして、公知

となっているか、公知となる情報。(d)開示当事者に対する明示的または黙示的な義務に違反せずして、第三者である情報提供者から受領当事者が入手した情報。(e)開示当事者により、または開示者の書面による事前の同意を得て、意図的に開示された情報。いずれの当事者も、他方当事者の本秘密情報を保護するために、あらゆる合理的な措置を講じるものとします。法律または有効な裁判所命令によって要求される場合を除き(ただし、受領当事者が当該法的要件を開示当事者に通知することを条件とします)、受領当事者は、従業員または代理人のうち、本契約に基づく本サポートの提供義務を履行するために知る必要のある者に対してのみ、本秘密情報を開示するものとします。受領当事者は、本秘密情報を保護すべき旨につき、当該情報を知る必要のある者に同意させるようにします。各当事者は、本秘密情報(特に個人情報)を相互に開示または伝達する前に、自己のプライバシーおよびデータセキュリティ方針を遵守すること、ならびに必要不可欠な場合を除き本秘密情報を送付しないことに同意するものとします。ACL に対して本秘密情報を電子的に送信することを選択された場合には、ご自身のリスクで本秘密情報が電子的に送信されることを承認されたこととなります。さらに各当事者は、本秘密情報を送信する場合、合理的なセキュリティ対策(暗号化された安全な方法による情報送信、データのマスキングなど)を採用することに同意します。

34. 更新: ACL は、この ACL ソフトウェア ライセンス契約を随時更新することができます。上記の「完全合意」の項に従うことを条件として、ACL ソフトウェア ライセンス契約のうちお客様に適用される版は、ご利用中の本ソフトウェアをインストールした時にお客様が同意した版になります。

版: 2014 年 7 月 18 日

© 2014 ACL Services Ltd. All rights reserved